

太陽光発電施設の設置に係わる関係法令 の整備を求める要望書

日頃より、県民の快適な住環境の維持にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、地球温暖化防止の観点から、太陽光発電施設等の再生可能エネルギー導入拡大を推進しております。

一方、当市においては、太陽光発電施設の設置について事業者と住民の間でトラブルが発生しやすいことから、太陽光発電施設設置に関する条例を制定し、事業者の責務や配慮事項、設計基準等について事業者へ指導や助言を行うことで、事業区域内外での災害の発生防止や良好な景観の形成、生活環境の保全、住民との生活の調和を図ろうとしておりますが、事業者と地域住民とのトラブルが後を絶たない状況です。

このような状況を踏まえ、当市では、災害の防止や良好な景観の形成、生活環境の保全、地域住民との調和をより一層図るため、「牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を一部改正し、設置抑制区域の拡大や事前協議の義務化など、対策の強化を進めてまいりました。

しかしながら、財産権との関係から設置の中止を求めることには限界があり、根本的な解決には至っておりません。自治体の条例だけでは対応しきれない課題であると強く感じております。

また、政府では、「大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」において、「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を策定しておりますが、同対策パッケージは、既存法令の運用強化や対象範囲の拡大、制度改正等による対応が中心であり、太陽光発電施設の設置そのものを直接規制できる内容には至っておりません。

つきましては、太陽光発電施設の設置に際し、地域住民との共生や景観への配慮を図るため、住宅地周辺での設置を禁止するエリア規制など、直接的な規制を可能とする関係法令の整備をお願い申し上げます。また、自治体における取組がより実効性のあるものとなるよう、特段のご配慮を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

令和8年6月23日

茨城県牛久市長

沼田和利